

ユニバーサル・デザイン登場の背景

～ユニバーサル・デザインのABCその一～

環境水工部 石田 享平*

ユニバーサル・デザイン(以下U.D.と記す)について解説するのに、筆者が十分な理解水準に到達しているかについて筆者自身は疑問を持っている。しかし、ここ数年に当該表現を目にする機会が多くなり、少なからぬ事例がこれをはやり言葉として使用しているように感じた。それらには出典からの孫引きを疑わせる表現に彩られているものもあり、読者をして筆者がいつか陥ったような皮相的なU.D.理解へと導くことを危惧する。そこで、本解説においては同概念に取り組むであろう技術者がその提案者達が目指した環境創造理念へ立ち戻られるように、提案者が自らの言葉で綴っている原典からその概要について紹介し、解説するものである。しかしながら、本解説では提案者らの文章を引用している部分についてなお筆者の言葉に置き換えて表現しているため、筆者の内なる辞書によるフィルターの影響は免れ得ない。筆者が参考にした資料は文末に示したので、読者には本文を端緒として、原典にて認識を深化させて頂くことを切望する。

はじめに

最近バリア・フリー(以下B.F.と記す)という用語が我が国社会において急激に浸透し始めているが、類似する概念にてU.D.という表現もまた散見するようになった。昨冬に行われた当局技術研究発表会の論文集においては、筆者の確認しただけで2論文にこの表現が用いられていた。しかし、何れの論文においてもその原理との関連については何ら触れられておらず、引用文献の表記もないことに引っかけりを覚えた。

筆者がこの概念を初めて目にしたのは1997年6月21日付け朝日新聞の朝刊であったが、そこではU.D.を次のように表現していた。

ユニバーサルデザイン

アメリカの建築家で工業デザイナーのロン・メイスさんが提唱した。社会にバリア(障壁)があることを前提とした「引き算のデザイン」ではなく、初めからバリアがないようにする「足し算のデザイン」をいう。テレホンカードの手元側にある小さな切り込みなどがそれである。

比喩を挿入しつつ分かり易く表現する工夫は行われているが、正直のところその意味するところを具体的にイメージすることはできなかった。その後、いくつかの引用文に触れるも、その概念が胸の内にすっきりと落ちるという経験を持ち得なかった。そこには筆者の理解力不足や内なる辞書の貧困問題もあるとは思われるが、簡潔に表現されてなおすっきりと理解し得ないというそのことが同概念のやっかいなところであるよう

に思われる。このような場合には原典に立ち戻ることが肝要と考え、考案者ら自らがU.D.を紹介しているホーム・ページ¹⁾を探したところ、いくつかのサイトを探し当てることができた。しかし、そこからはU.D.に関する理解を少し深めることができた一方、同概念の光の届く果てを知るのには相当の努力と思索との時間を要する上、その果ては今もなお拡大し続けているとの印象を持った。かような理解水準にある筆者が本概念の案内人としてふさわしいか否かについては疑問もあるが、ここではU.D.の提案者らが用いた表現に沿うかたちで内容を紹介し、そこから先の理解については読者の努力に委ねることとしたい。

当該概念は基本理念、7つの原理の定義と指針および注記で構成されており、それらに関しては後の機会に具体的に紹介する考えである。今回はその前段階として米国においてこの概念が登場するに至る背景について紹介する。ここで述べる内容は米国ノース・カロライナ大学ユニバーサル・デザイン・センターが制作したホーム・ページ²⁾(以下上記H.P.と記す)の内容に沿いながら、その要点を紹介すると共に筆者の理解に基づき一部を補足するものである。なお、以下の文で最初に『「 」より』として記した一連の部分は、同センターからの許しを得て上記H.P.から内容または文章を引用した部分である。

ユニバーサル・デザイン登場の背景

米国社会において諸々の物理的な障壁があることを事実として認め、これを積極的に解消することを目指

す運動が昨今高まりをみせているが、その背景には二つの流れがある。その一つは国民の高齢者人口の増加に伴い、種々の機能障害を有するであろう人が増えていること等に起因するものであり、これについては「高齢化する社会」の項目で触れられている。今ひとつは心身に障害を有する人々による差別撤廃運動であり、20世紀中頃から営々として続けられてきた運動であるが、これについては「連邦政府の法律」の項目で述べられている。両者は同様の目標を掲げる運動ではあるものの、運動を支える考え方には大きな違いがある点に留意することが重要である。即ち、前者は米国において21世紀に顕在化するであろう人口構成の変化に対応する対症療法的な施策であるのに対して、後者は基本的人権の理念を掲げた社会運動であるところに根本的な差異があるのである。

————— 「高齢化する社会」より —————

米国において各種機能障害を持つ人々が増えつつある社会的状況に関して、上記H.P.では二つの要因について触れている。第一に高齢者人口の増加が急速に進行している事実である。これは市民一般における栄養条件の改善、医療技術の向上・普及や公衆衛生の普及等によりもたらされた。米国の国勢調査に基づく推計によると、2010年までに65歳以上の高齢者は約4千万人に達するとの見通しである。第二はいわゆる障害者の増加であり、医学の発展は従来なら致命的であった事故や病気に見舞われた人々の存命を可能にした。二度の世界大戦やベトナム戦争により多くの傷痍軍人が生み出され、障害を持ちながら社会生活を送る人の数が増大している。1994年末の推計では、障害の由来を問わず2600万人もの米国人が重度の障害を抱えていた由である。今後とも種々の機能障害を有する人々が増える傾向は継続するものと考えられるが、これまでの米国社会において作られてきた製品や環境はかかる人々のニーズに依拠することなく設計されてきた。その結果、それら製品や環境は非常に多くの場面において種々の障壁となっているにもかかわらず、その事実さえ認識されていないことも事実である。

* * * * *

上記H.P.から離れるが、次回紹介予定の米国ニューヨーク州立大学バッファロー校のE.Steinfeld博士は、高齢者を含む機能障害を持つ人々をめぐる新たなマーケットの将来性について指摘している³⁾。従来から作られてきた製品や環境は機能障害を持つ人々にミスマッチとなっていることは上述の通りなので、それらについて急増する高齢者層のニーズに適合させることによ

り、潜在化している需要を喚起することができるとしている。更に、経済統計はそれら高齢者が可処分財産を多く所有していることを示していることから、右需要が消費に結びつく可能性は高いものと考えられる由である。

————— 「連邦政府の法律」より —————

上記H.P.によると、米国における社会的障壁除去のためのもう一つの動きは、障害者の権利獲得運動として進められてきた。1960年代の公民権運動の高まりは右運動を鼓舞し、連邦政府による種々の法律の制定に対して影響を及ぼした。特に、B.F.化の動きに関して着目すると、世界大戦終了後の1950年代から公共政策と設計の実践における改革として始められ、1961年に米国規格協会は「肉体的ハンディキャップを持つ人々にとってアクセシブルでかつ利用可能な建物の建造」を公表した。その後各州でアクセシビリティに関する関連法令が成立したが、それぞれ異なる基準もあり標準化の動きが1990年代に起こっている。

1960年代以降にそれらの運動にて採り上げられた事項は、障害者に対する差別の禁止、教育機会、公共施設、通信施設、輸送施設の整備などであった。そして、具体的に制定された主な法律とその制定年は1968年制定の「建築物の障壁にかかる法律」、1973年制定の「リハビリテーション法」、1975年制定の「障害児のための教育法」、1990年制定の「障害を持つアメリカ人法」や1995年制定の「通信法」などがある。

* * * * *

U.D.における統合(integration)の理念や差別的扱いの排除の思想を理解する上で、右法律の「障害を持つアメリカ人法⁴⁾(Americans with Disability Act、略してADAとも呼ばれる)」は特に重要な法律である。従って、U.D.と真剣に取り組もうとする向きには同法律の概要なりとも勉強することを勧める。特に、障害者に関する基本法である本邦の「障害者基本法」との相違を確認しておくことが、U.D.理解における彼我の土壌の違いを考える上で有益と考える。当該法律は「障害に基づく差別を明確かつ包括的に禁止する法律」であり、その第一部では雇用、第二部では公共サービス、第三部では民営の公共的施設およびサービス、第四部では通信に関する差別の禁止規定が盛り込まれている。U.D.との関わりの強い部分としては、第二部と第三部で法律の規制対象となる公営及び民営の施設において満たすべき諸基準について、アクセシビリティに関する指針⁵⁾策定を義務付けている。同指針の主要な部分は司法省により既に立法手続きが完了し、

残された事項についても所定の立法手続きが進行中である。本邦における類似法であるハートビル法等と比較すると、法律の持つ性格の違いに驚かされるであろう。なお、右指針の具体的内容はU.D.的な環境整備の法的根拠ともなるものである。

種々の機能障害を有する人々を一般社会に受け入れていくために必要となる具体策としては、従来からの個別的な対応を中心とするB.F.やリハビリテーション工学による取り組みがある一方、統合化施策としてのU.D.の取り組みが行われている。新たな取り組みであるU.D.の考え方については「B.F.からU.D.へ」の項目で触れられている。一方、個々人のニーズに特化するリハビリテーション工学の役割に関しては「リハビリテーション工学と支援機器技術」の項目で触れている。更に、製品における上記両分野の連携に関しては「分野間の連携」の項目で触れられている。

—————「B.F.からU.D.へ」より —————

上記H.P.によると、B.F.と建築分野におけるアクセシビリティ向上の推進者達が、障害のある人となない人に共通するニーズを扱う概念の法的、経済的、社会的効力について早くから認識していた点について触れている。そして、建築家はB.F.の具現化を計る過程において、障害者用に分離して取り付けられた設備が『特別』で、多くの費用を要し、かつ多くの場合見苦しいことを認識した。一方、障害者を受け入れるために必要とする環境への配慮の多くは、健常者に対しても実体的な恩恵をもたらすことも明らかになった。そこで、誰もが使いやすい施設整備という取り組みが可能であり、それらは特別な設備を別途に作らず、経済的に優れ、障害者用等の区別なく、魅力的で更に市場性を有するという認識が得られた。このことがU.D.への道筋を開く端緒となった。

* * * * *

右引用においてU.D.は特定の人々のためだけに特別の利用環境や製品を用意するのではなく、誰もが共に使えるような設計とすることの優位性が述べられている。しかし、その優位性を支える重要な背景として、経済合理性以前に障害に基づく差別の排除の理念があることを忘れてはならない。即ち、従来からのB.F.では多くの人々が社会参加する機会を拡大することに貢献したが、その参加の方法に関しては差別的であることを積極的に排除する考え方はなかった。しかし、U.D.では環境や製品の利用方法について統合を重要視するので、アクセシビリティを確保する工夫は施設の全体に当初から一体化することが要求される。

更に、統合設計においてはそこにアクセシビリティを確保するための設計が行われたということすら意識させることなく、誰もがその環境と製品とのありようを自然に受け入れられることが目標となるのである。

——「リハビリテーション工学と支援機器技術」より——

上記H.P.によると、リハビリテーション工学は肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者およびその他の機能障害を有する人々のリハビリテーション領域における問題を科学的原理と工学的方法論に専門化している。また、支援機器技術とは障害者の肉体的、感覚的および認識的能力を高めるために、もしくは彼らの自立を援助するために特別に用意する個人用器具を指す。これらの技術は第二次大戦を契機に進められ、その技術的問題に取り組むリハビリテーション・センターは1960年代と70年代に拡大された。

* * * * *

障害者の機能障害や残された運動・知覚等能力は個人差が大きいため、それぞれが必要とする支援の内容と程度にも差異が生じる。U.D.的な統合理念の重要性を是としても、文字通りすべての人を対象とする環境整備には無駄と限界が避けられない。そこで、各個の自立の程度を高められるように支援する役割を担うのが支援機器である。かかる意味合いにおいてU.D.と支援機器とは両極端にあるのだが、その両極の融合点を求めることにより、より価値あるものへと高めようとする試みについて次項にて示す。

—————「分野間の連携」より —————

上記H.P.ではU.D.と支援機器技術とがそれぞれ異なる歴史と方向性をたどりつつも、目標とするところは同じである点を指摘している。即ち、両者共に障害者と健常者との間における肉体的および精神的な障壁緩和を目標としている。一方その違いに着目すると、U.D.は広く万人を対象とした製品を作ろうとするのに対して、支援機器技術は障害者をしかも個別の個人を対象とした製品を対象とする点にある。そして、両者の混合領域において優れた共用品が生み出されている点を述べ、その好例として太い握りのある台所用品（Oxo International社製の"Good Grip"シリーズ⁶⁾）を紹介している。その商業的成功から、両分野の協力関係における潜在的可能性には大いに期待でき、商業デザイナーがリハビリテーション技術から学ぶことの重要性を強調している。

* * * * *

本件に関する認識について筆者は異なる理解をしており、当該商品を両者の混合領域にあるというよりは

むしろ、U.D.に基づく製品設計における傑出した成功例と呼ぶ方が妥当と考える。即ち、"Good Grip"シリーズは、握力の弱い人用の台所用品として開発された技術を、誰もが使いやすくかつ美的なデザインに作り上げ、もって多くの人々に受け入れられたものである。これは「B.F.からU.D.へ」で述べられていたU.D.に関する表現を引用すると「誰もが使いやすい製品設計という取り組み」を見事に実現しているともみなすことができるからである。

「高齢化する社会」の項目において、米国社会で作られてきた製品や環境は障害を持つ人々のニーズに依拠することなく設計されてきた旨の内容を引用した。しかし、"Good Grip"シリーズの成功例を検証するならば、これまでの設計が健常者向けでさえなく、壮健者向けの設計であったケースの存在さえ感させる。そして、当該ケースでは台所用品の使用者に比較的握力の弱い女性が多かったため、マーケットの反応が顕著に現れたものと考えられる。このことはU.D.「製品」の持つ意味の重要性と潜在的市場性を再認識させてくれる。また、施設環境問題に関して触れると、拙文にて冬季歩道において、いわゆる健常者や壮健者であっても一時的に移動制約者たりうることを指摘し、常時移動制約者にとって使い易い環境は誰もが使いやすい環境であることを紹介した⁷⁾。このことは「環境」においても、U.D.により開かれるのを待っている潜在的分野の少なくないことを示唆している。

以上が冒頭で紹介したH.P.に沿ったU.D.登場の背景に関する紹介である。上記H.P.ではこの後に経済や社会の変化と将来に関して述べられているが、本解説では割愛する。

おわりに

ある種の思想はそれが生まれ育った土壌が特定の条件を満たしていることが、その発生の前提条件となっていることがある。そのようなケースではその種子を異なる風土の土地に移植するとき、たとえその移植方法と管理方法とが適正であったとしても同じ花や実を付けるとは限らない。U.D.はまさにそのような種類の概念であるように考える。具体には、米国では公民権運動に発する基本的人権の文脈の中でU.D.が考えられているのに対して、本邦では社会福祉における弱者保護的な文脈でそれを考える傾向があるように思われる。いずれが是で、いずれが否であるかはそれぞれの社会の成立過程や文化の違い等もあり、一概に断ずることはできない。しかし、引用文や孫引き資料など

に依るのでは、読者がかかる問題から免れるために必要となるいかなる手がかりもなく、また原典に当たるにしてもかかる認識なしにはロン・メイス氏らが提唱する概念にたどり着くことは困難と思われる。筆者は本概念が米国という土壌故に発生し、育ちつつある概念であると考えている。それ故に、これをそのまま我が国に移植することが若しくは米国で是とされる実を实らせることが本邦の状況に最も合っているかについては別問題であるとする。ただ、それを本邦にあった種に変えるためには、原種に立ち返りその本質を理解することが絶対条件であり、その上で必要な遺伝子操作を加えるのでなくては誤った方向に向かってしまう恐れがある。従って、読者の皆様には本解説にて述べた事柄はすべて筆者により無意識的にバイアスをかけられた内容であることを肝に銘じ、ゆめゆめ鵜呑みにする事のないように重ねてお願いするものである。

参考資料

- 1)例えば、The Principles of Universal Design : http://www.design.ncsu.edu/cud/univ_design/princ_overview.htm
- 2)What is Universal Design? History and Background : http://www.design.ncsu.edu/cud/univ_design/udhistory.htm
- 3)The Concept of Universal Design : http://www.arch.buffalo.edu/~idea/publications/free_pubs/pubs_cud.html
- 4)例えば、アメリカ障害者法【全訳】【原文】、斉藤明子訳、現代書館
- 5)ADA Accessibility Guidelines for Buildings and Facilities : <http://access-board.gov/adaag/html/adaag.htm>
- 6)Oxo Good Grips : <http://www.p4online.com/p4online/oxogoodgrip.html>
- 7)60億種類の辞書：開発土木研究所月報、No.565 2000.6、pp2-3



石田 享平*

開発土木研究所
環境水工部長